介護保険の住宅改修費支給申請

事前申請制度の導入

介護保険の住宅改修費支給申請については、平成18年4月から、施工前にあらかじめ市役所 (健康福祉課介護保険係)へ住宅改修の内容を届け出て、市役所の確認を受けていただくことに なりました。

「事前申請」

申請者は、工事着工前に以下の書類を市役所へ提出します。

介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書 住宅改修が必要な理由書(介護支援専門員等が作成)

工事内訳書(工事を行う箇所、内容、規模等を明記)

所有者の住宅改修承諾書(借家の場合)

見積書

改修前と改修後(予定)の状態が確認できるもの(写真や簡単な図で示したもの及び図面)

市ホームページの介護保険申請書類様式 からダウンロードすることができます

「市役所の確認」

確認後、住宅改修が必要な理由書(P1)写しを交付します。

「工事着工」 「工事完成」

大幅な変更が生じた場合は「住宅改修事前申請変更届」を提出してください。

「事後申請」

申請者は、工事完成後に以下の書類を市役所へ提出します。

介護保険住宅改修工事完了報告書

領収証(原本確認後返却)----

工事内訳書の合計額と異なる場合、

「住宅改修に要した費用」を明示してください

工事完成後の写真

工事内訳書(事前申請内容と一致する場合は省略可)

【注意事項】

- ・「事後申請」は、月末最終営業日の前日までに書類を提出していただくと、翌月18日(休日 は前平日)を振込予定日として会計処理を行います。
- ・施工事業者は「市役所の確認」が済んでから工事施工を行ってください。<u>事前申請を行わずに実施した住宅改修については保険給付ができません</u>ので、住宅改修を希望される場合は、必ずケアマネジャー等に相談してください。